

事 務 連 絡
令和5年1月6日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の
処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の改正について（周知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力・御協力を賜り、厚く御礼
申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等については、「新型
コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬
送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（令和2年7月29日付け厚生労働省
健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局生活衛生課連名事務連絡別添。以下「ガ
イドライン」という。）の適切な運用に努めていただいていることと存じます。

今般、別添のとおり、ガイドラインを改正しましたので、内容について御了
知の上、貴管内の葬儀・火葬関係者、医療機関、高齢者施設、市町村等の関係
者に周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、葬儀業の関係団体に対しては、経済産業省から別途周知することとし
ておりますので、申し添えます。